

岩手県告示第480号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第54条第3項において準用する同規則第52条第3項の規定により、黒沼幸治に対し、幸丸（漁船登録番号IT3-46700）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 平成24年7月25日（水） 午後2時30分から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階 第1会議室